



新潟県公報

平成30(2018)年
6月14日(木)
号 外
第 31 号

目 次

○新潟県県税条例等の一部改正	2
○旅館業法施行条例等の一部改正	6
○新潟県都市公園条例の一部改正	11
○新潟県立とちぎ海浜自然の家条例及び新潟県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正	12

本号で公布された条例のあらまし

◇新潟県県税条例等の一部改正（新潟県条例第29号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 新潟県県税条例及び新潟県県税条例等の一部を改正する条例関係
 - 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとしました。（新潟県県税条例第90条関係）
 - 平成30(2018)年10月1日から平成32(2020)年9月30日まで 1,000本につき930円
 - 平成32(2020)年10月1日から平成33(2021)年9月30日まで 1,000本につき1,000円
 - 平成33(2021)年10月1日以後 1,000本につき1,070円
 - 旧3級品の紙巻たばこに係る税率（本則1,000本につき930円）を1,000本につき656円とする経過措置の適用期限を平成31(2019)年9月30日まで延長することとしました。（新潟県県税条例等の一部を改正する条例附則第5条関係）
 - 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととしました。
 - 平成30(2018)年10月1日（改正条例附則第2条関係）
 - 平成32(2020)年10月1日（改正条例附則第3条関係）
 - 平成33(2021)年10月1日（改正条例附則第4条関係）
 - 所要の規定の整備をすることとしました。
- 新潟県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例関係

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、県税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の不均一課税措置の適用期限を平成32(2020)年3月31日まで延長することとしました。（第2条関係）
- 施行期日等
 - この条例は、一部を除き、平成30(2018)年10月1日から施行することとしました。
 - 2は、平成30(2018)年4月1日から適用することとしました。
 - 所要の経過措置を規定することとしました。

◇旅館業法施行条例等の一部改正（新潟県条例第30号）

旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業へ統合されたこと等に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 旅館業法施行条例関係
 - 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、従前のホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準のうちその一方のみに係る基準を除いたものとする事としました。（第2条及び第3条関係）
 - やむを得ない場合及び夜間における旅館業の施設の照明は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たさなければならないこととしました。（第9条関係）
 - 旅館・ホテル営業の施設における客室の収容定員は、1客室の有効面積3.5平方メートル（寝台を置く客室にあっては、4.5平方メートル）について1人を基準とすることとしました。（第14条関係）
 - 所要の規定の整備をすることとしました。

2 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例及び栃木県暴力団排除条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成30 (2018) 年6月15日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (附則関係)

イ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (附則関係)

◇栃木県都市公園条例の一部改正 (栃木県条例第31号)

1 栃木県総合運動公園に新たに設置されるサッカー・ラグビー場会議室及びサッカー・ラグビー場放送設備の使用料の額を定めることとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、平成30 (2018) 年7月1日から施行することとしました。

◇栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正 (栃木県条例第32号)

施設の利用率の向上を図ること等のため、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例関係

(1) 県外に居住する者及び中学校生徒以下の者に係る利用料金の基準額を定めるとともに、宿泊を伴う利用、宿泊を伴わない利用及び運動施設の利用に係る利用料金の基準額を見直すこととしました。(別表関係)

(2) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例関係

県内に居住する中学校生徒以下の者に係る宿泊棟の利用料金の基準額を定めるとともに、宿泊棟及び研修室等の利用料金の基準額を見直すこととしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、平成31 (2019) 年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

一 栃木県県税条例等の一部を改正する条例

二 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

三 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

四 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

平成三十年六月十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十九号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき	(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき

九百三十円とする。	八百六十円とする。
-----------	-----------

第二条 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき <u>千円</u> とする。	(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき <u>九百三十円</u> とする。

第三条 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき <u>千七十円</u> とする。	(県たばこ税の税率) 第九十条 県たばこ税の税率は、千本につき <u>千円</u> とする。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、<u>栃木県県税条例第九十条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>平成三十年四月一日から平成三十一年九月三十日</u>まで 千本につき六百五十六円</p> <p>3～5 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第九十条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日</u>まで 千本につき六百五十六円</p> <p>3～5 略</p>

6 平成三十一年十月一日前に新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき二百七十四円とする。

6 平成三十一年四月一日前に新条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第五条 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年栃木県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において法第五条第十八項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定により同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限</p>

る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第六十三条及び県税条例附則第二十四条の二又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

一 三 略

る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。)第一条第一号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第六十三条及び県税条例附則第二十四条の二又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

一 三 略

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び次項の規定 公布の日

二 第二条及び附則第三条の規定 平成三十二年十月一日

三 第三条及び附則第四条の規定 平成三十三年十月一日

2 第五条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前に栃木県県税条例第八十七条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する

売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する栃木県県税条例第八十七条第一項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

第三条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

第四条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

(税務課)

栃木県条例第三十号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例（昭和三十二年栃木県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第二条 旅館業法施行令(昭和三十一年政令第一百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p>	<p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第一条 旅館業法施行令(昭和三十一年政令第一百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 洋式の構造設備による客室の数は、総客室数の過半数であること。</p> <p>二 適当な広さのロビー及び食堂を有すること。</p> <p>三 略</p>
<p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第三条 令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前条各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第三条 令第一条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、前条第三号から第六号までの規定の例によるほか、客室と他の客室とが、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するもので区画されていることとする。</p>
<p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第四条 令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第二条各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第四条 令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第二条第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>
<p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第五条 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第二条第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第五条・第六条 略</p>	<p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第五条 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第二条第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>第六条・第七条 略</p>
<p>(換気)</p> <p>第七条 旅館業の施設は、室内の空気の汚染を防ぐため、換気装置を活用し、常に空気を清浄に保持しなければならない。</p>	<p>(換気)</p> <p>第八条 営業の施設は、室内の空気の汚染を防ぐため、換気装置を活用し、常に空気を清浄に保持しなければならない。</p>

(採光及び照明)

第八条 旅館業の施設は、できるだけ自然光線を充分採り入れ、やむを得ない場合及び夜間における旅館業の施設の照明は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たさなければならない。

(防湿)

第九条 旅館業の施設は、次のように防湿の措置を講じなければならない。

- 一・二 略

(衛生保持)

第十条 旅館業の施設は、常によく清掃し、衛生的に保持しなければならない。

- 2 略

第十一条・第十二条 略

(客室の収容定員)

第十三条 客室の収容定員は次の基準によるものとし、

定員を超えて客を収容してはならない。

- 一 旅館・ホテル営業 一客室の有効面積三・五平方メートル(寝台を置く客室にあつては、四・五平方メートル)について一人
- 二 下宿営業 一客室の有効面積三・五平方メートルについて一人
- 三 略

第十四条 略

(衛生措置基準の特例)

第十五条 知事は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利

(採光及び照明)

第九条 営業の施設は、できるだけ自然光線を充分採り入れ、やむを得ない場合及び夜間における営業の施設の照明は、床面において次の照度を有するものでなければならない。

- 一 客室、応接室及び食堂は四十ルクス以上
- 二 浴室、洗面所及び便所は二十ルクス以上
- 三 廊下及び階段は二十ルクス以上。ただし、深夜においては、十ルクス以上の照度とすることができる。

(防湿)

第十条 営業の施設は、次のように防湿の措置を講じなければならない。

- 一・二 略

(衛生保持)

第十一条 営業の施設は、常によく清掃し、衛生的に保持しなければならない。

- 2 略

第十二条・第十三条 略

(客室の収容定員)

第十四条 客室の収容定員は次の基準によるものとし、各客室の入口にこれを表示し、

定員を超えて客を収容してはならない。

- 一 ホテル営業 一客室の有効面積四・五平方メートルについて一人
- 二 旅館営業及び下宿営業 一客室の有効面積三・五平方メートルについて一人
- 三 略

第十五条 略

(衛生措置基準の特例)

第十六条 知事は、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利

定めにおいて、次に掲げる事項をその内容に含むものとするよう努めなければならない。

一・二 略

定めにおいて、次に掲げる事項をその内容に含むものとするよう努めなければならない。

一・二 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）による改正前の旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号。以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により旧法第二条第三項に規定する旅館営業の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る旅館業の施設については、この条例の施行の日以後その客室の構造設備の変更又は寝台の増置を行わずに営業する場合に限り、第一条の規定による改正後の旅館業法施行条例第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成十六年栃木県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により旅館業の経営の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その構造設備を変更せずに営業する場合に限り、<u>旅館業法施行条例</u> <u>第</u> <u>二</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>二</u> <u>号</u> <u>ロ</u> <u>か</u> <u>ら</u> <u>二</u> <u>ま</u> <u>で</u>（<u>第</u> <u>三</u> <u>条</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>第</u> <u>四</u> <u>条</u>）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により旅館業の経営の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その構造設備を変更せずに営業する場合に限り、<u>第</u> <u>三</u> <u>条</u> <u>の</u> <u>規</u> <u>定</u> <u>に</u> <u>よ</u> <u>り</u> <u>改</u> <u>正</u> <u>後</u> <u>の</u> <u>旅</u> <u>館</u> <u>業</u> <u>法</u> <u>施</u> <u>行</u> <u>条</u> <u>例</u> <u>第</u> <u>二</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>四</u> <u>号</u> <u>ロ</u> <u>か</u> <u>ら</u> <u>二</u> <u>ま</u> <u>で</u>（<u>第</u> <u>三</u> <u>条</u> <u>か</u> <u>ら</u> <u>第</u> <u>五</u> <u>条</u> <u>ま</u> <u>で</u>）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>

(旅館業法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により簡易宿所営業の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その客室の延床面積及び一客室の床面積を変更せずに営業する場合に限り、<u>旅館業法施行条例第十三条第三号</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和二十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により簡易宿所営業の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その客室の延床面積及び一客室の床面積を変更せずに営業する場合に限り、<u>改正後の第十四条第三号</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

(生活衛生課)

栃木県条例第三十一号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>別表第1 (第7条、第12条関係)</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用 区分</td> <td style="text-align: center;">午 前</td> <td style="text-align: center;">午 後</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 泳 場 会 議 室</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,310円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,530円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,640円</u></td> </tr> </table>	使用 区分	午 前	午 後	1 日	施設名				略				水 泳 場 会 議 室	略	略	略	<u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,530円</u>	<u>2,640円</u>	<p>別表第1 (第7条、第12条関係)</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用 区分</td> <td style="text-align: center;">午 前</td> <td style="text-align: center;">午 後</td> <td style="text-align: center;">1 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水 泳 場 会 議 室</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,310円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,530円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,640円</u></td> </tr> </table>	使用 区分	午 前	午 後	1 日	施設名				略				水 泳 場 会 議 室	略	略	略	<u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,530円</u>	<u>2,640円</u>
使用 区分	午 前	午 後	1 日																																						
施設名																																									
略																																									
水 泳 場 会 議 室	略	略	略																																						
<u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,530円</u>	<u>2,640円</u>																																						
使用 区分	午 前	午 後	1 日																																						
施設名																																									
略																																									
水 泳 場 会 議 室	略	略	略																																						
<u>サッカー・ ラグビー場 会 議 室</u>	<u>1,310円</u>	<u>1,530円</u>	<u>2,640円</u>																																						

略

備考

- 1 略
- 2 この表は、陸上競技場、野球場（本球場）、水泳場又はサッカー・ラグビー場を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合については適用しない。

(3) 附属設備

ア 陸上競技場等

(ア) 略

(イ) 照明設備以外の設備

使用区分 設備名	午前	午後	1 日	夜間
略				
水 泳 場 放 送 設 備	略	略	略	略
サッカー・ ラグビー場 放 送 設 備	640円	830円	1,440円	二
略				

イ 略

備考 略

(4)・(5) 略

2～9 略

略

備考

- 1 略
- 2 この表は、陸上競技場、野球場（本球場）又は水泳場_____を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合については適用しない。

(3) 附属設備

ア 陸上競技場等

(ア) 略

(イ) 照明設備以外の設備

使用区分 設備名	午前	午後	1 日	夜間
略				
水 泳 場 放 送 設 備	略	略	略	略
略				

イ 略

備考 略

(4)・(5) 略

2～9 略

附 則

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第三十二号

栃木県立とちぎ海浜自然の家条例及び栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

(栃木県立とちぎ海浜自然の家条例の一部改正)

第一条 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例（平成四年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休所日)</p> <p>第二条の二 海浜自然の家の休所日</p> <p>は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(休所日等)</p> <p>第一条の二 海浜自然の家の休所日及び海の展示館の利用時間は、教育委員会規則で定める。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 海浜自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 海浜自然の家を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、海の展示館のみを利用しようとする場合は、この限りでない。</p>
<p>第五条 略</p>	<p>第五条 略</p>
<p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第五条の二 第三条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第五条の二 第三条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第六条 教育委員会は、許可利用者</p> <p>が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>第五条</u>の条件に違反したとき。</p> <p>三・四 略</p> <p>2 略</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第六条 教育委員会は、<u>第三条</u>の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>前条</u>の条件に違反したとき。</p> <p>三・四 略</p> <p>2 略</p>
<p>(遵守事項)</p> <p>第七条 海浜自然の家の利用者</p> <p>は、海浜自然の家の利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第七条 <u>利用者(許可利用者及び海の展示館のみを利用する者をいう。以下同じ。)</u>は、海浜自然の家の利用に当たっては、教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。</p>
<p>(原状回復等)</p> <p>第八条 海浜自然の家の利用者は、海浜自然</p>	<p>(原状回復等)</p> <p>第八条 <u>利用者は、海浜自然</u></p>

の家の施設（附属設備及び備品を含む。以下同じ。）を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、当該施設を教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第八条の二 略

2 前項の規定により海浜自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第一条の規定は適用せず、第三条から第五条まで、第六条及び前条の規定の適用については、第三条から第五条までの規定、第六条第一項及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第六条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第九条 許可利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

の家の施設（附属設備及び備品を含む。以下同じ。）を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、当該施設を教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第八条の二 略

2 前項の規定により海浜自然の家の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第一条の規定は適用せず、第三条から第六条まで及び前条の規定の適用については、第三条から第五条までの規定、第六条第一項及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第六条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第九条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区 分		単 位	中学校生徒以下の者	高校生等	その他の者
宿泊を伴う利用	県内に居住する者	生活館宿泊室及びロッジ	500円	1,000円	2,500円
		テント（持込み）	200円	300円	400円
	県外に居住する者	生活館宿泊室及びロッジ	1,000円	2,000円	5,000円
		テント（持込み）	400円	600円	800円
宿泊を伴わない	県内に居住する者	1 人	200円	300円	400円

利 用	県外に居住する者	1 日	300円	400円	500円
プ ール の 利 用	県内に居住する者	1 人 2 時間	200円	300円	400円
	県外に居住する者		300円	400円	500円

備考

- 1 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。
- 2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 3 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動として海浜自然の家を利用する場合の当該者の宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金は、無料とする。
- 4 宿泊を伴う利用及び宿泊を伴わない利用に係る利用料金には、プールの利用に係る利用料金を含まない。

(栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例の一部改正)

第二条 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例(平成十五年栃木県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条、第10条関係) 1 宿泊棟			別表(第3条、第10条関係) 1 宿泊棟		
利用者区分		基準額 (1人1泊につき)	利用者区分		基準額 (1人1泊につき)
県内に居住する者	中学校生徒以下の者	<u>500円</u>	県内に居住する者	高校生等	<u>760円</u>
	高校生等	<u>1,000円</u>		教育指導者等	<u>2,190円</u>
	その他の者	<u>2,500円</u>		その他の者	<u>4,400円</u>
県外に	中学校生徒以下の者	<u>1,000円</u>	県外に	中学校生徒以下の者	<u>760円</u>
	高校生等	<u>2,000円</u>		高校生等	<u>1,520円</u>

居住する者		
	その他の者	5,000円

備考

1 「中学校生徒以下の者」とは、義務教育を終了しない者をいう。

2 略

3 中学校生徒以下の者が県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合の当該者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

2 研修室等

略

備考

1 保育所又は幼保連携型認定こども園における保育の一環として行う事業並びに学校教育活動として行う事業及び教育委員会が主催する事業に係る研修室等の利用料金は、無料とする。

2 略

居住する者		
	教育指導者等	4,380円
	その他の者	6,600円

備考

1 県内に居住する中学校生徒以下の者に係る宿泊棟の利用料金は、無料とする。

2 略

3 「教育指導者等」とは、学校教育活動としてなす高原自然の家を利用する場合における教員等の指導者、教育委員会がなす高原自然の家において主催する事業への参加者その他の教育委員会規則で定める者をいう。

2 研修室等

略

備考

1 _____
_____学校教育活動として行う事業及び教育委員会が主催する事業に係る研修室等の利用料金は、無料とする。

2 略

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局長 生涯学習課)